

## 宗教法人「本願寺山陰教堂」使用規定

### (目的)

第1条 この規定は宗教法人「本願寺山陰教堂」の健全な運用をはかるためその使用に関して規定することを目的とする

### (結婚式)

第2条 結婚式は宗派の定めた式次第にもとづき主管が司婚者として挙行することを原則とする

### (葬儀)

第3条 葬儀は浄土真宗の門信徒で本派寺院の住職から依頼された時には式場として提供することを原則とする。但し、住職の都合によっては法務を代行する

### (関係行事)

第4条 本派寺院及び教区各組の行事に会場を提供する

### (一般借室)

第5条 地域社会の要請に応じて第一条の目的に反しない範囲で諸会合に会場を提供する  
(使用懇志)

第6条 上記各条に関する使用懇志を次の通り定める。

- 一 結婚式の場合 50,000 円以上
  - 二 葬儀の場合 50,000 円以上 (但し前日の準備等含み全館使用、布施は別)
  - 三 講堂または研修室のみ使用の場合  
終日 10,000 円以上 (但し、本派関係者は半額)  
半日 5,000 円以上 (但し、本派関係者は半額)
  - 四 和室及び小会議室 一回 2,000 円以上 (但し、本派関係者は半額)
- 2 但し、第6条第1項第三号における「終日」および「半日」とは、準備を含め6時間以上を終日とし、6時間未満を半日とする。

### (弁償)

第7条 使用に際し、器物を破損した時には実費の弁償を申し受ける

### (附則)

第8条 この規定は必要に応じて宗教法人「本願寺山陰教堂」運営委員会が改定する。本派寺院住職の紹介といえども主管の判断で不当と認める者には使用を許可しない場合がある。

- 2 この規程は、2012 (平成 24) 年 4 月 1 日から施行する。

2012 (平成 24) 年 3 月 14 日  
本願寺山陰教堂運営委員会